

# 関東女子硬式野球連盟 規約

## 第1章 名称、目的

### (名称)

第1条 本連盟は、関東女子硬式野球連盟（英文名称：KANTO WOMEN'S BASEBALL FEDERATION）（以下「連盟」という。）と称する。

### (目的)

第2条 連盟は女子硬式野球の底辺拡大と発展を目的に関東を中心に活躍する女子硬式野球チームを対象に、野球を通じて心身の健全な発展・発達やルールの遵守の精神を養い、普及啓発すべく人材育成を図り、女子野球発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 組織及び事業

### (事務所)

第3条 連盟事務局は関東女子硬式野球連盟事務局内（埼玉県加須市常泉85-5）に置く。

### (事業)

第4条 連盟は、第2条の目的達成のため以下の事業を行う。

- (1) 関東女子硬式野球リーグ戦開催及びその他の試合の後援・協力
- (2) 女子野球の普及振興に関する指導・監督、関係各署との相互連携
- (3) 女子野球の技術向上に関する指導、講習会などの実施
- (4) 選手等のスポーツ外傷予防及び健康増進に関する講習会等の実施
- (5) 指導者、審判員、記録員などの人材育成および講習会などの実施
- (6) 地域の女子野球組織の育成支援
- (7) 他の野球競技団体との協力、提携
- (8) 女子野球の競技における環境の構築、改善、向上
- (9) 連盟のウェブサイトの運営、ソーシャルメディアなどを使用した普及活動、広報、マーケティング活動
- (10) その他、この連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (資格)

#### 第5条

この連盟の会員は、この目的に賛同して、所定の手続きを経て連盟に加盟したチームの女子選手とする。

### (加盟団体)

第6条 チームは、加盟に際して代表者（成人）・監督が連盟の定める申込書をもって連盟に登録する。

2 チーム登録はユースリーグ(中学)、高校リーグ、トップリーグ(大学・社会人・クラブ)に分類される。

高校リーグは学校から承認されたチームのみの加盟とする。またチーム登録は年度更新制度とする。

3 連合チームについては関東女子硬式野球連盟加盟規則に基づく

### (脱退)

第7条 チームが連盟を脱退しようとするときは、理由付けし脱退届を事務局に提出する。

## 第4章 役員会及び会議

### (役員会)

第8条 連盟を運営する執行機関は「役員会」とする。役員会は下記役員で構成し、会長または理事長の招集により開催。企画、運営、その他必要諸件を審議する。

### (役員を選任)

第9条 連盟に以下の役員を置く。

- |          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 顧問   | 2名以内                              |
| (2) 会長   | 1名                                |
| (3) 副会長  | 2名                                |
| (4) 理事長  | 1名                                |
| (5) 理事   | 5名以内                              |
| (6) 事務局長 | 1名                                |
| (7) 実行委員 | 10名程度 (各カテゴリーからリーグ運営に参加、会場責任者も含む) |

### (役員義務)

第10条 会長は連盟を代表し運営を統括する。役員を選出、解任については理事長が提案し、役員会の承認を得て決定する。

- 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 理事長は役員会を組織し、諸事項を審議し、役員会に提案する。
- 理事は理事長を補佐し、全面協力をする。
- 事務局長は連盟の渉外の窓口として連絡を行い、連盟内の周知徹底を図る。また、理事会の決定事項を処理する。
- 会計監査として理事・実行委員から2名以内選出する
- 役員は連盟の運営に非協力的な態度、連盟の運営にマイナスの行為をした場合、役員会において厳重処分また解任することができる
- 役員の任期は原則として2年とし、任期満了になっても自動的に延長する。但し、本人より辞意の申し出があり役員会がそれを認めた場合はその限りではない。
- 補欠または補充により選任された役員の任期は、前任者の在任期間と同じにする。

## 第5章 資産および会計

### (運営経費)

第11条 連盟の運営費は、運営料、リーグ参加料、委託金、協賛金、寄付金をもってこれに充てる。

- リーグ参加金は年会費としてチーム登録費・選手個人登録費を徴収する。
- 大会参加費は大会に応じて徴収することがある。

### (決算)

第12条 この連盟の予算・決算は理事長・理事の監査を経て、総会で承認されなければならない。

### (管理)

第13条 会計監査は収支管理を行うものとする。

- 会計年度は毎年1月1日から12月31日
- 連盟に次の簿票を備え付ける
  - (1) 出納簿
  - (2) 証拠書類(領収書)
  - (3) 備品台帳

## 第6章 会議

### (種別)

第14条 この連盟の会議は総会および役員会の二種とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

### (構成)

第15条 総会は役員とチーム代表者1名をもって構成し、出席者の中から議長を選出する。

2 役員会は役員をもって構成し、理事長が議長となる。

### (機能)

第16条 総会はこの規約に定めるものの他、次の事項を審議・承認する

- (1) 事業計画および報告
- (2) 予算案・決算報告
- (3) 連盟規約の改変
- (4) その他、連盟の運営に関する重要事項

2 役員会はこの規約に定めるものの他、次の事項を審議・承認する

- (1) 総会の承認した事項に関すること
- (2) 総会に付議するべき事項
- (3) その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第17条 通常総会は毎年12月に開催する

2 役員会は、必要に応じて理事長がこれを招集し、定例役員会を年2回に開くものとする。また役員  
の1/3以上の要求があった場合には、会議の目的を示して開催する。

3 臨時総会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。

### (定足数)

第18条 総会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。但し委任状を提出した場合、または代理人と委任した場合は出席したものとする。

2 役員会は過半数以上の出席がなければ議決することが出来ない。

### (議決)

第19条 会議の議決は別に定められたものの他、出席者の過半数を持って決し、可否同数の時は議長が決  
する

### (決議の省略)

第20条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議  
決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは  
その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたと  
きはこの限りでない。

### (改廃)

第21条 連盟の規約については必要あるごとに役員会において改正する。改正する場合は出席者の半数以  
上の賛成で有効とする。

## 第7章 その他

### (保険の加入)

第22条 連盟に加入するチームの選手はスポーツ傷害保険に必ず加入しているものとする。

(その他)

第23条 如何なる理由があっても他チームの選手を引き抜いてはならない。

2 選手の移籍については、女子野球内規に準ずる。但し、連盟が承認した場合はその限りではない。

3 連盟に所属する者（役員、代表者、監督、コーチ、チーム関係者）は行動規範規約に従う。

附則

本規約は、平成14年9月1日より施行する。

附則

本規約は、平成25年4月1日より施行する。

附則

本規約は、令和4年4月23日より施行する。